

香川県病院局企業職員の給与に関する規程をここに公布する。

平成19年4月1日

香川県病院事業管理者 平川方久

香川県病院局管理規程第8号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号。以下「条例」という。）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）及び職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）に定めるもののほか、病院局の企業職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 病院局の企業職員で常時勤務に要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、当分の間、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の適用を受ける者の例による。

(給料表)

第3条 給料表の種類及びその適用範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 行政職給料表 他の給料表の適用を受けないすべての職員

(2) 医療職給料表

ア 医療職給料表（一） 県立病院、がん検診センター又は白鳥病院附属津田診療所（以下「病院等」という。）に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師

イ 医療職給料表（二） 病院等に勤務し、調剤業務に従事する薬剤師、栄養の管理業務又は管理指導業務に従事する栄養士並びに本来の業務に従事する診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師

ウ 医療職給料表（三） 病院等に勤務し、看護業務又は助産業務に従事する看護師、准看護師及び助産師並びに保健指導業務に従事する保

健師及び助産師

- (3) 技能職給料表 技能職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員をいう。）
- 2 前項各号に掲げる給料表は、それぞれ給与条例第3条第1項第1号及び第4号に規定する給料表並びに技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）第2条に規定する給料表の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の給料表は、同条例第4条第1項に規定する給料表の例による。

（級別標準職務）

第4条 前条第1項に規定する給料表の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、行政職給料表又は技能職給料表にあってはそれぞれ職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）別表第1に規定する行政職給料表級別標準職務表又は技能職員の給与に関する規則別表第2に規定する級別標準職務表の例によるものとし、医療職給料表にあっては給料表別級別標準職務表（別表第1、別表第2又は別表第3）に定めるとおりとする。

（級別資格基準）

第5条 第3条第1項に規定する給料表の職務の級を決定する場合に必要な資格は、行政職給料表又は技能職給料表の適用を受ける職員にあってはそれぞれ初任給等規則別表第8に規定する行政職給料表級別資格基準表又は技能職員の給与に関する規則別表第3に規定する級別資格基準表の例によるものとし、医療職給料表の適用を受ける職員にあっては級別資格基準表（別表第4、別表第5又は別表第6）に定めるとおりとする。この場合において、クリーニング師及び看護員は、同規則別表第3備考第1項第2号に該当するものとする。

（初任給基準）

第6条 第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員の初任給の基準は、行政職給料表又は技能職給料表の適用を受ける職員にあってはそれぞれ初任給等規則別表第18に規定する行政職給料表初任給基準表又は技能職員の給与に関する規則別表第4に規定する初任給基準表の例によるものとし、医療職給料表の適用を受ける職員にあっては初任給基準表（別表第7、別表第8又は別表第9）に定めるとおりとする。

（管理職手当）

第7条 管理職手当を支給する職及びその職に係る管理職手当の区分は、別表第10のとおりとする。

- 2 別表第10に掲げる職を占める職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員

に係る別表第10の区分欄に定める区分に応じ、別表第11の管理職手当の欄に定める額とする。

(特殊勤務手当の種類)

第8条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 有害物等取扱手当
- (2) 精神保健福祉業務手当
- (3) 臨床業務手当
- (4) 感染症等治療業務手当
- (5) 精神病治療業務手当
- (6) 夜間看護等手当
- (7) 死体取扱手当

(有害物等取扱手当)

第9条 有害物等取扱手当は、病院等に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 特に危険な病原体の研究又は検査の業務
- (2) 有害物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第13条第1項第2号ヲに規定する有害物その他これに準ずるものとして病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものをいう。）を取り扱う業務
- (3) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務（医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する職員が行うものに限る。）

2 有害物等取扱手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号又は第3号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき320円
 - (2) 前項第2号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき290円
- (精神保健福祉業務手当)

第10条 精神保健福祉業務手当は、病院等に勤務する職員が精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事した場合に支給する。

2 精神保健福祉業務手当の額は、従事した日1日につき290円とする。

(臨床業務手当)

第11条 臨床業務手当は、病院等に勤務する医師又は歯科医師が臨床に関する業務に従事したときに支給する。

2 臨床業務手当の額は、従事した日1日につき1,200円とする。

(感染症等治療業務手当)

第12条 感染症等治療業務手当は、病院等に勤務する職員（次条の規定により精神病治療業務手当を受ける職員を除く。）が感染症病棟、感染症病室又は結核病棟において、直接、患者に接する業務に従事したときに支給する。

2 感染症等治療業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 医師 従事した日1日につき350円

(2) 感染症病棟、感染症病室又は結核病棟において常時勤務する看護師又は准看護師 1月につき当該職員の給料月額の100分の3に相当する額（その額が11,000円を超えるときは、11,000円）

(3) その他の職員 従事した日1日につき290円

(精神病治療業務手当)

第13条 精神病治療業務手当は、丸亀病院に勤務する職員が精神障害者に接して治療業務に従事したとき、又は精神病棟において、直接、精神障害者に接する業務に従事したときに支給する。

2 精神病治療業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 医師 1月につき当該職員の給料月額の100分の6に相当する額（その額が30,800円を超えるときは、30,800円）

(2) 看護師（管理職手当を受ける職員に限る。）又は判定若しくは相談の業務に従事する保健師 1月につき当該職員の給料月額の100分の3に相当する額（その額が12,400円を超えるときは、12,400円）

(3) 看護師（前号に規定する看護師を除く。）又は准看護師 1月につき当該職員の給料月額の100分の6に相当する額（その額が22,000円を超えるときは、22,000円）

(4) 看護業務を補助する職員 1月につき当該職員の給料月額の100分の9に相当する額（その額が32,400円を超えるときは、32,400円）

(5) 判定又は相談の業務に従事する職員（保健師を除く。）、作業療法士又は庁務員 1月につき当該職員の給料月額の100分の6に相当する額（その額が21,600円を超えるときは、21,600円）

(6) その他の職員 従事した日1日につき530円

(夜間看護等手当)

第14条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護業務又は救命救急センターにおける救急医療に関する業務に従事した場合
- (2) 病院等に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員で管理者が定めるものが正規の勤務時間以外の時間において、管理者が定めるところにより、救急医療等に関する業務に従事した場合

2 夜間看護等手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 勤務1回につき6,800円
 - イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 深夜における勤務時間が2時間未満の場合 勤務1回につき2,000円
 - (イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 勤務1回につき2,900円
 - (ウ) 深夜における勤務時間が4時間以上の場合 勤務1回につき3,300円
 - (2) 前項第2号に掲げる場合 勤務1回につき1,240円
- 3 第1項第1号に規定する業務のため、職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び条例第9条第2号の規定に該当し、同条の規定により通勤手当を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため県の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の全部又は一部を県が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における夜間看護等手当の額については、前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
- (1) 通勤距離が片道5キロメートル未満の場合 勤務1回につき380円
 - (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の場合 勤務1回につき760円
 - (3) 通勤距離が片道10キロメートル以上の場合 勤務1回につき1,140円
- (死体取扱手当)

第15条 死体取扱手当は、病院等に勤務する職員が死体の解剖若しくはその補助作業又は死体の清しき納棺作業に従事したときに支給する。

2 死体取扱手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 死体の解剖又はその補助作業に従事した場合 死体1体につき900円
 - (2) 死体の清しき納棺作業に従事した場合 死体1体につき540円
- (宿日直手当)

第16条 宿日直手当の支給される勤務は、次に掲げる勤務とする。

- (1) 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号。以下「就業規程」という。）第6条第1項第1号に掲げる勤務
- (2) 就業規程第6条第1項第2号に掲げる勤務
- (3) 就業規程第6条第1項第3号に掲げる勤務
- (4) 就業規程第6条第2項の規定により命ぜられる同条第1項各号に掲げる勤務と同様の勤務

2 前項第1号から第3号までの勤務についての宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号の勤務については、20,000円
- (2) 前項第2号の勤務については、5,900円
- (3) 前項第3号の勤務については、4,200円

3 第1項第1号から第3号までの勤務のうち執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務についての宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。

4 第1項第4号の勤務についての宿日直手当の額については、前2項の規定を準用する。

(期末手当及び勤勉手当)

第17条 期末手当及び勤勉手当については、給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける者の例による。この場合において、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第5条の2中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）別表第12」と、同規則第5条の3中「別表第2」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第13」と、同規則第5条の4中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第12」

とする。

(支給額の特例)

第18条 感染症等治療業務手当又は精神病治療業務手当を受ける職員がその月において6日（管理者が定める日を除く。）以上勤務しなかった場合には、管理者が定めるところにより、減額してこれらの手当を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(読み替え規定)

- 2 第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例による場合においては、給与条例中「超過勤務手当」とあるのは「時間外勤務手当」と、「休日給」とあるのは「休日勤務手当」と、「夜勤手当」とあるのは「夜間勤務手当」とする。

(技能職給料表の適用を受ける職員の給与の特例)

- 3 平成19年3月31において技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県規則第31号）附則第3項の適用を受けていた職員の職務の級、給料月額及び標準職務は、第3条から第5条まで及び第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる技能職員の給与に関する規則第5条の規定にかかわらず、同項の規定の適用を受ける者の例による。

(平成19年度における職員の給与の特例)

- 4 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県規則第31号）附則第2項若しくは第3項の規定により支給される給料の額との合計額並びに期末手当、勤勉手当及び管理職手当の額は、平成19年度においては、知事等の給与等の特例に関する条例（平成19年香川県条例第1号）第3条及び第4条並びに技能職員の給与の特例に関する規則（平成19年香川県規則第19号）の規定の例により算定した額とする。この場合において、同条例第3条及び第4条中「給料の特別調整額」とあるのは、「管理職手当」と、知事等の給与等の特例に関する条例第4条第1項及び第2項の職員及び割合を定める規則（平成19年香川県規則第16号）第1条中「職員とし」とあるのは「職員並びに切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県人事委員会規則第7号）第5条の人事委員会の定める職員に相当する職員であって、同条の人事委員会の定める額に相当する額がその者に適用される給料表の

種類に応じて次の各号に規定する職務の級の号給に相当する額となる職員とし」とする。

(20年以上勤続して平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に退職した者の特例)

- 5 20年以上勤続して平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に退職した者であって、香川県職員退職手当条例第4条の4に規定する退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの（その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限り、退職の日において行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受けていた者を除く。）に対する第2条の規定により香川県職員退職手当条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる同条例第4条第1項、第4条の2第1項又は第4条の3第1項の規定の適用については、同条例第4条の4の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	という。）	という。）及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合にあっては、10年とする。）1年につき100分の2（退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあっては、100分の3）を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合にあっては、10年とする。）1年につき100分の2（退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあっては、100分の3）を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合にあっては、10年とする。）1年につき100分の2（退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあっては、100分の3）を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合にあっては、10年とする。）1年につき100分の2（退職

第2号		度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあっては、100分の3）を乗じて得た額の合計額に、
第4条の 3第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- 6 第2条の規定により香川県職員退職手当条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第15号）附則第2項の規定の適用については、同項中「及び第26項、附則第6項」とあるのは、「並びに香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）附則第5項、附則第6項」とする。

別表第1（第4条関係）

医療職給料表（一）級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
4級	1 病院長の職務又はこれに相当する職務 2 病院の困難な業務を処理する副院長の職務又はこれに相当する職務 3 病院の特に困難な業務を処理する部長の職務又はこれに相当する職務
3級	1 病院の副院長若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務 2 病院の困難な業務を処理する医長の職務又はこれに相当する職務
2級	1 病院の医長の職務又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技師の職務
1級	技師の職務

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
7級	困難な業務を処理する中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務
6級	中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務

5級	技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務
4級	困難な業務を処理する主任の職務
3級	1 主任の職務 2 主任技師の職務
2級	高度の技術又は経験を必要とする技師の職務
1級	技師の職務

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（三）級別標準職務表

職務の級	標準職務
7級	管理者が認める職務
6級	看護部長の職務又はこれに相当する職務（7級の標準職務の欄に掲げる職務を除く。）
5級	副看護部長、看護師長若しくは看護主任の職務又はこれらに相当する職務
4級	主任の職務
3級	主任技師（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）の職務
2級	1 主任技師（再任用職員に限る。）の職務 2 相当の技術又は経験を必要とする技師の職務
1級	技師の職務

別表第4（第5条関係）

医療職給料表（一）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師	大学6卒		6
歯科医師		0	6

備考

- 1 職務の級欄に定める上の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。
次表及び別表第6において同じ。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第5（第5条関係）

医療職給料表（二）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師	大学卒			5	3	別に定める
		0	5	8		
栄養士	大学卒			5	3	別に定める
		0	5	8		
	短大卒		2.5	5	3	別に定める
		0	2.5	8	11	
診療放射線技師	大学卒			5	3	別に定める
		0	5	8		
	短大3卒		1	5	3	別に定める
		0	1	6	9	
臨床検査技師	大学卒			5	3	別に定める
		0	5	8		
	短大3卒		1	5	3	別に定める

		0	1	6	9	
衛生検査技師	大学卒			5	3	別に定める
			0	5	8	
	短大卒		2.5	5	3	別に定める
		0	2.5	8	11	
臨床工学技士	大学卒			5	3	別に定める
			0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める
		0	1	6	9	
理学療法士 作業療法士	大学卒			5	3	別に定める
			0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める
		0	1	6	9	
視能訓練士	大学卒			5	3	別に定める
			0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める
		0	1	6	9	
言語聴覚士	大学卒			5	3	別に定める
			0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める
		0	1	6	9	
歯科衛生士	短大卒		2.5	5	別に定める	別に定める
		0	2.5	8		
	高校専攻科卒		4	5	別に定める	別に定める

		0	4	9		
歯科技工士	短大卒		2.5	5	別に定める	別に定める
		0	2.5	8		
あん摩マッサージ指圧師	高校卒		5	5	別に定める	別に定める
		0	5	10		
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒		1	5	別に定める	別に定める
		0	1	6		
あん摩マッサージ指圧師	短大2卒		2.5	5	別に定める	別に定める
		0	2.5	8		
あん摩マッサージ指圧師	高校卒		5	5	別に定める	別に定める
		0	5	10		

備考 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第6（第5条関係）

医療職給料表（三）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
保健師	大学卒			5	別に定める	別に定める
			0	5		
助産師	短大卒			7	別に定める	別に定める
			0	7		
看護師	准看護師養成所卒		別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		0				
准看護師			別に定める	別に定める	別に定める	別に定める

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号の学校又は同条第2号の准看護師養成所の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第7（第6条関係）

医療職給料表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1級33号給
歯科医師	大学6卒	1級9号給

備考 この表の適用を受ける職員に第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる初任給等規則第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表（一）級別資格基準表の備考第2項に定めるところによる。

別表第8（第6条関係）

医療職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒	2級1号給
栄養士	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
診療放射線技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
臨床検査技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給

衛生検査技師	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
臨床工学技士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
理学療法士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
作業療法士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
言語聴覚士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
歯科衛生士	短大卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給
歯科技工士	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給

備考 この表の適用を受ける職員に第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる初任給等規則第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表（二）級別資格基準表の備考に定めるところによる。

別表第9（第6条関係）

医療職給料表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
----	-------	-----

保健師	大学卒	2級9号給
助産師	短大3卒	2級5号給
看護師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」については、医療職給料表（三）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 この表の適用を受ける職員に第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる初任給等規則第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表（三）級別資格基準表の備考第2項に定めるところによる。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあっては2級13号給、「短大2卒」にあっては2級9号給とする。

別表第10（第7条関係）

職	区分
中央病院長	1種
病院局長	3種
病院長（中央病院長を除く。）	
がん検診センター所長	
中央病院副院長	

中央病院事務局長 丸亀病院事務局長 中央病院看護部長	4種
県立病院課長 白鳥病院事務局長 がん検診センター事務局長 白鳥病院附属津田診療所長 主任部長	5種
副課長 中央病院事務局次長 丸亀病院事務局次長 中央病院薬剤部長 主幹	6種
薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。） 中央病院副薬剤部長 看護部長（中央病院看護部長を除く。） 中央病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。） 丸亀病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。） 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。）	7種

別表第11（第7条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
8級	3種	94,000円
	4種	87,100円

7級	5種	75,700円
6級	5種	71,900円
	6種	63,400円

2 医療職給料表（一）

職務の級	区分	管理職手当
4級	1種	141,200円
	3種	112,900円
	5種	96,000円

3 医療職給料表（二）

職務の級	区分	管理職手当
7級	6種	67,700円
6級	6種	63,500円
	7種	52,900円

4 医療職給料表（三）

職務の級	区分	管理職手当
7級	4種	86,700円
6級	7種	56,300円

別表第12（第17条関係）

職	割合
中央病院長	100分の25
病院長（中央病院長を除く。）	100分の20
がん検診センター所長	
中央病院副院長	
病院局長	100分の15

中央病院事務局長	
丸亀病院事務局長	100分の10
中央病院看護部長	

別表第13（第17条関係）

給料表	職員	割合
行政職給料表	1 病院局長及びこれに相当する職にある職員	100分の20
	2 県立病院課長及びこれに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の15
	3 本庁の課長補佐及びこれに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の10
	4 主任及びこれに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の5
医療職給料表（一）	1 病院の院長及びこれに相当する職にある職員	100分の20
	2 病院の副院長（管理者が認める職に限る。）及び部長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の15
	3 医長及びこれに相当する職にある職員	100分の10
	4 技師である職員のうち管理者が認める職員	100分の5
医療職給料表（二）	1 管理者が認める職員	100分の20
	2 中央病院薬剤部長及びこれに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の15
	3 技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）及び中央病院副薬剤部長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の10
	4 主任である職員及び管理者が認める職員	100分の5
医療職給料表（三）	1 管理者が認める職員	100分の20
	2 看護部長及びこれに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の15
	3 副看護部長（管理者が認める職に限る。）、看護師長及び看護主任並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の10
	4 主任である職員及び管理者が認める職員	100分の5